

東日本硝子業厚生年金基金の慶弔金支給について

当基金では加入員の福祉の増進をはかるため、慶弔の給付を行っています。

■慶弔金の種類

- (1) 弔慰金
- (2) 結婚祝金

■弔慰金の給付

弔慰金は、加入期間5年以上の加入員が死亡したとき、その遺族に次の加入期間の区分による金額を支給します。

- | | | |
|-----|-------|------|
| (1) | 10年未満 | 5万円 |
| (2) | 10年以上 | 10万円 |

※遺族の範囲及び支給順位は死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹とし、その順位は前述の順序によります。

※弔慰金を受けることのできる同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその金額につき請求したものとみなし、その1人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなします。

■結婚祝金の給付

結婚祝金は加入期間が3年以上ある加入員が結婚したとき、又は加入期間が3年以上ある女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したときは、その方に1万円を支給します。

結婚年月日は入籍日、又は挙式日のいずれかとし、事業主の判断によります。

■請求の手続き

- (1) 弔慰金請求書及び結婚祝金請求書により請求。

※弔慰金請求書及び結婚祝金請求書は当基金にてご用意しておりますが、コピーしてお使いいただいても結構です。(ホームページからもダウンロードできます。)

※従来の用紙も今までとおりにお使いいただけます。

- (2) 事業主を通じて請求する。

■支払い方法

- (1) 原則として毎月10日までに提出された分につき、調査決定し、当月20日(休日の場合は翌日)に支払います。
- (2) 支払方法は、銀行振込(信用金庫、信用組合、農協含む)、郵便局振込、及び基金窓口受領とします。

■添付書類

- (1) 弔慰金 加入員証、戸籍謄本
- (2) 結婚祝金 添付必要なし

■資格の確認方法

- (1) 事業主の証明。ただし、弔慰金の場合は、証明のほかに身分関係を戸籍謄本にて確認します。
- (2) その他基金が必要と認める書類。

■権利の消滅

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から、2年以内に行使しないときは消滅します。

■請求書記載等の注意事項

【弔慰金請求書】

- (1) ⑦の受取方法欄で、銀行・郵便局振込を指定される場合、**必ず金融機関及び郵便局の証明印を受けてください。**
- (2) ⑭の添付書類(加入員証、戸籍謄本)は必ずご提出ください。

【結婚祝金請求書】

- (1) ①の請求者氏名欄は**結婚後の姓をご記入ください。又、印も結婚後の姓の印を捺印ください。**結婚前の姓で提出される方が多いのでご注意ください。
- (2) ⑥の住所欄は現住所をご記入ください。
- (3) ⑦の受取方法欄で、銀行・郵便局振込を指定される場合、**旧姓の口座にはお振込いたしませんので口座の名義変更をさせていただくか、新たに新姓で口座を開設してください。また、必ず金融機関及び郵便局の証明印を受けてください。**
- (4) ⑧の結婚年月日欄は入籍日、又は挙式日のいずれかをご記入ください。
- (5) ⑨の配偶者氏名欄は、**必ず結婚後の姓をご記入ください。**結婚前の姓で提出される方が多いのでご注意ください。

■その他の留意点

結婚により姓が変更になる方は「氏名変更届」のご提出も同時にお願いいたします。
(添付書類：加入員証)

■請求後の通知等は

支払日の20日(休日の場合は翌日)以降に、加入員の方のご自宅と、事業所宛てに支払通知(ハガキ)をお送りいたします。